

## <参考>

# 循環型社会形成推進基本法（公布・施行平成12年6月）

（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによつて、これらが行われなければならない。（略）

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、**再使用**がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであつて再生利用をすることができるものについては、**再生利用**がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであつて熱回収をすることができるものについては、**熱回収**がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、**処分**されなければならない。

# 国内における多様な容器包装プラスチック(例)

ポリ袋・ラップ類



菓子やパンなどの袋/トレイのラップ  
納豆などのパックフィルム

ボトル・チューブ類



洗剤などの容器/シャンプーなどの容器  
練りワサビなどの容器

トレイ・パック類



発泡トレイ/卵などのパック

カップ類



カップ麺の容器/プリンなどの容器

- 日本では、フィルム等を用いた複層構造のものが多く、材質・素材別のプラスチック選別は困難。
- 食物残渣などの異物の混入もあり、精度の高い分別が難しい。
- したがって、プラスチック to プラスチック リサイクルは困難。

# 容器包装プラスチックのリサイクル

